

建設工事一般競争入札（郵便入札）公告

条件付（制限付）一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月 4 日

登米市長 布施 孝 尚

1 条件付（制限付）一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 請第 211 号
- (2) 工事名 公共 14 号 大柳 8 工区污水管渠築造工事
- (3) 施行場所 登米市中田町上沼字大柳地内
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 22 年 3 月 19 日
- (5) 工事概要
 - 施工延長 L=86.2m
 - 管体延長 L=84.4m
 - 推進工法 Φ150mm
 - 立坑工(鋼製ケーシング土留工) 1 箇所
 - 立坑工(コンクリート製ブロック沈下構築式) 1 箇所
 - 1 号マンホール 1 個
 - 污水枿 7 個
 - 付帯工 一式
- (6) 支払条件 前払金 有
- (7) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
- (8) 入札方法 条件付（制限付）一般競争入札（郵便入札）

2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第 5 条第 2 項の規定に基づく平成 21・22 年度有資格者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	土木一式工事
登録等級（公告日現在）	A 等級又は B 等級
事業所の所在地に関する条件	登米市内に本社（本店）を有していること
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	建設業法に規定する技術者を専任配置できること。専任の技術者は、開札日の前日以前に 3 ヶ月以上入札参加業者と直接的な雇用関係があること。
その他	・別紙「郵便入札公告共通事項」に示すとおりとする

3 入札及び工事担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	総務部総務課契約係	0220-22-2091	987-0595 登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
工事担当課	建設部下水道課	0220-34-2358	987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18 番地

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧	平成 21 年 11 月 5 日(木)～ 平成 21 年 11 月 12 日(木)	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1 登米市役所迫庁舎閲覧所
質問書の受付	平成 21 年 11 月 5 日(木)～ 平成 21 年 11 月 12 日(木)	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1 総務部総務課契約係
回答書の閲覧	平成 21 年 11 月 5 日(木)～ 平成 21 年 11 月 16 日(月)	登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1 登米市役所迫庁舎閲覧所
入札書の郵送受付期間	平成 21 年 11 月 10 日(火)～ 平成 21 年 11 月 19 日(木) 午後 4 時まで必着 (期限まで到達したもののみ有効。 <u>配達 証明付郵便に限る。</u>)	郵送先 〒987-0595 (専用郵便番号) 佐沼郵便局留 登米市総務部総務課契約係
開 札	平成 21 年 11 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分から	登米市役所迫庁舎 3 階 第 1 委員会室
入札結果の公表	契約締結後	登米市ホームページ及び登米市総務部 総務課

(注 1) 上記の期間は、登米市の休日を定める条例による市の休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)とする。

5 開札への立会い

開札への立会いは、当該入札参加者のみ認めるものとするので、**代理人が開札に立ち会うときは、委任状を提出すること。**

6 資格審査時の提出書類

入札執行者から開札後入札参加資格確認書類を求められた場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 配置技術者届出書 1 部
- (2) 配置技術者の資格者証の写し 1 部
- (3) 配置技術者と雇用関係が確認できる書類 1 部
- (4) その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書については、入札書を提出する中封筒に同封して提出すること。

8 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧期間及び場所は、4 に示すとおりとするが、希望者は閲覧期間中、下記の場所において設計図書等を有料にて複写することができる。

複写場所 住 所 登米市迫町佐沼字中江 5-8-1
商 号 (有) ユーコー商事迫営業所
電話番号 0220-22-9473

9 その他

別紙「郵便入札公告共通事項」に示すとおりとする。